

平成 25 年第 3 回岐阜市教育委員会臨時会会議録

- 1 日 時 平成 25 年 3 月 6 日(水曜日)午後 4 時 30 分
- 2 場 所 岐阜市役所南庁舎 3 階 教育長室
- 3 出席委員 後藤委員長、矢島委員、中島委員、小野木委員、早川教育長
- 4 説明のために出席した事務局の職員
島塚事務局長、長原事務局次長兼教育立市政策審議監、大塚学校指導課長、
小栗学校保健課長、種田岐阜商業高等学校事務長、黒田歴史博物館長、
三村学校指導課教育主管、清水教育政策課管理係長、長谷川教育政策課政策係長
- 5 職務のために出席した事務局の職員
鵜飼教育政策課主幹、河原教育政策課主事、小川教育政策課主事
- 6 議事日程
 - 第 1 開会
 - 第 2 前回会議録の報告、修正及び承認
 - 第 3 会議録署名者の指名
 - 第 4 諸般の報告
 - (1) 岐阜市要保護及び準要保護児童生徒の認定について(学校指導課)
 - 第 5 議事
 - ※ (1) 第 13 号議案 岐阜市教育委員会臨時的任用職員の任免について
(歴史博物館)
 - ※ (2) 第 14 号議案 平成 25 年度岐阜市小・中学校及び特別支援学校の
校長、教頭、教諭等及び教育委員会事務局職員(割
愛等)の人事異動について(学校指導課)
 - ※ (3) 報第 4 号 岐阜市教育委員会臨時的任用職員及び非常勤嘱託
職員の任免について(教育政策課)
 - ※ (4) 報第 5 号 岐阜市学校職員の人事について(学校指導課)
- 7 会議に付した事件
「6 議事日程」のとおり。なお※の議案及び報告は、秘密会形式で審議した。
- 8 議事の経過

午後 4 時 30 分開会開議

○後藤委員長 只今から、平成25年第3回岐阜市教育委員会臨時会を開会します。本日は、5人の委員が出席しており、会議は成立します。議事日程に従い、順次進めてまいりたいと存じます。

前回の定例会の会議録については、出席委員において先程承認されました。

今回の会議録の署名者につきましては、出席委員においてお願いします。

事務局にお尋ねしますが、傍聴者はいらっしゃいますか。

○長谷川教育政策課政策係長 いらっしゃいません。

○後藤委員長 傍聴者がいらっしゃいませんので、このまま進めたいと思います。それでは、お手元の議事日程をご覧ください。本日は諸般の報告が1件、議事のうち議案が2件、承認を要する報告が2件となっています。本日は秘密会で行うべき案件があるようですが、事務局いかがですか。

○長谷川教育政策課係長 今回の議事は、すべて人事案件でございます。すべての議事について秘密会で審議をお願いしたいと存じます。

また、議案のうち、第14号議案及び報第5号は、出席する職員を限定したいと考えております。また、第14号議案に関しては、説明に時間を要するため、秘密会の最後に審議をお願いしたいと存じます。よろしく願いいたします。

○後藤委員長 只今、事務局から、本日の全ての議事について、秘密会で審議を行いたいということと、議案のうち、第14号議案及び報第5号は、職員を限定したいということ、さらに、第14号議案は、秘密会の最後で審議を行いたいということの要望がありましたが、ご異議ありませんか。ご異議のない方は、挙手を願います。

(全委員の挙手あり)

○後藤委員長 異議なしとのことですので、これらの議事は要望のとおり取り扱うこととします。

では、日程第4の諸般の報告に入りたいと思います。報告(1)について、事務局から説明をお願いします

○大塚学校指導課長 学校指導課でございます。「岐阜市要保護及び準要保護児童生徒の認定について」ご報告申し上げます。経済的理由によって、就学困難と認められる学齢児童の保護者に対して、岐阜市が必要な援助を行うことを目的として就学援助費を支給しています。すでに、第1期、第2期を認定し支払いをしているところです。今回は、2月上旬に申請を受けた分の審査認定結果をご報告申し上げます。

1ページをご覧ください。今回は、平成24年度第3期の準要保護児童生徒として、表に記載のように、46件の申請がありました。46件のすべてが認定基準を満たしていましたので、すべて認定としています。第1期や第2期ではなく、第3期に認定される事由として、倒産等の家計の変化、死別や離婚等の家族状況の変化、転居等によるものがあります。今年度末の要保護・準要保護の全児童生徒に対する割合は、表の右角に記載のように、13.3%です。昨年度とほぼ同率という状況です。

今後、3年のうちに、生活保護の基準額が段階的に引き下げられます。それに伴って、要保護・準要保護児童生徒の認定が影響を受ける可能性があります。まず、基準額の引き下げにより、要保護に認定されていた児童生徒が準要保護として認定される可能性があります。今年度分で調査したところ、1世帯が該当しました。また、生活保護の基準額に基づき、審査をした上で認定を受けている準要保護児童生徒、今年度は1,756人ですが、生活保護基準額の引き下げにより、準要保護の認定が受けられない児童生徒が生じる可能性があります。無作為抽出による調査の結果、生活基準額を8%減額した場合、概ね10%の準要保護認定者に影響があることから、現在、準要保護を受けている175名程が、準要保護の認定から外れる可能性があります。国の通知等では、なるべく影響が出ないように、県や近隣地帯と連携を密にして財政状況等を考慮し対応していくことになっています。今後は、国や県の通知を考慮し、具体的な対応について検討していきたいと考えています。

○後藤委員長 只今、説明がありました報告(1)について、ご質問、ご意見等ございませんか。

○早川教育長 要保護・準要保護児童生徒の割合が何%以上の学校が事務職員の加配措置を受けられますか。

○大塚学校指導課長 25%かつ100名以上です。

○早川教育長 藍川北中学校などは該当しませんか。

○大塚学校指導課長 岐阜市では、25%かつ100名以上の学校はありません。

○後藤委員長 生活保護だけではないですか。

○早川教育長 準要保護も合わせての割合です。該当校が出てれば、加配措置をお願いして下さい。

○小野木委員 美濃加茂市では、岐阜市よりもっと多いでしょう。

○早川教育長 大阪市も非常に多いです。

○後藤委員長 大阪市は、児童生徒の3分の1ほどと聞いています。

○島塚事務局長 今回の生活保護の引き下げによる要保護・準要保護における市政への影響について補足いたします。要保護に対しては国庫補助が行われますが、準要保護に対しては行われません。国は、要保護の枠を縮小し、準要保護に押し出していますので、準要保護に対しては、市長村の責任で財源を確保し対応していかなければならないという状況です。

○後藤委員長 以前は、準要保護に対しても国からの補助がありました。

○島塚事務局長 現在はございません。すべて岐阜市の財政からの負担となります。

○後藤委員長 ほかにありませんか。ないようですので、次にまいります。

続きまして、次回以降の定例会の日程を確認したいと思います。お手元の資料をご覧ください。次回以降、3月から5月までの定例会の日程は、記載のとおり、事務局に事前に調整をしていただいています。今月は、議会の最終日の3月22日金曜日、午後3時30分から、4月の定例会が、4月19日金曜日、午後3時から、5月の定例会が、5月23日木曜日、午前9時15分からでよろしいでしょうか。

(同意)

○後藤委員長 それでは、いずれも教育長室にて行いますので、皆さま、よろしく申し上げます。続いて、秘密会に移りますが、その前に事務局から他に報

告等ございませんか。

○大塚学校指導課長 4月以降のことになりますが、4月2日に転入職員の研修会、宣誓式を10時から行います。委員長さんには、転入職員からの宣誓を受けていただくこととなりますので、よろしく願いいたします。

○後藤委員長 岐阜市への転入職員の研修会についてでした。ほかはよろしいでしょうか。では、秘密会に移りたいと思います。

(削除)

○後藤委員長 以上を持ちまして本日の議事は終了し、教育委員会を閉会します。ありがとうございました。

午後6時50分閉議閉会